

津幡町訓令第3号

庁 中 一 般
出 先 機 関

津幡町報償金支給規程等の一部を改正する等の訓令を次のように定める。

令和8年3月12日

石川県津幡町長 矢 田 富 郎

津幡町報償金支給規程等の一部を改正する等の訓令

(津幡町報償金支給規程の一部改正)

第1条 津幡町報償金支給規程(平成16年津幡町訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料とし、その額は次に定めるところによる」を「の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とする」に改め、同項各号を削る。

第9条中「津幡町職員の旅費に関する条例(昭和35年津幡町条例第9号)」を「津幡町職員等の旅費に関する条例(令和8年津幡町条例第2号)」に改める。

別表第2中「16,000円」を「20,000円」に改める。

(津幡町職員の自家用車の公務使用に関する要綱の一部改正)

第2条 津幡町職員の自家用車の公務使用に関する要綱(平成12年津幡町訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第6条中「津幡町職員の旅費に関する条例(昭和35年津幡町条例第9号)第14条の規定による職員が旅行命令権者の承認を受けて私有車により旅行する場合の旅費」を「実走行距離(1キロメートル未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた距離)に28円を乗じた額」に改める。

(津幡町職員の旅費に関する規程の廃止)

第3条 津幡町職員の旅費に関する規程(平成12年津幡町訓令第5号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。